

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 情報通信の技術を利用する方法により行  
わせ、又は行うことができる手続等の指定  
の一部改正

（県例規集登載）

情報政策課

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届  
出区域の指定

環境管理課

- 漁業共済加入区の設定

水産課

- 漁業共済加入区の設定及び廃止

道路整備課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

道路整備課

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の  
申請

県民生活交通課

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録に  
係る事項の変更

治山課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事  
の完了

建築指導課

- ”

”

- 警備業法に基づく検定

### 【公安委員会】

生活安全企画課

## 目次

担当課（室）

- ”

【海区漁業調整委員会】

- 水産動植物の採捕の禁止の指示

海区漁業調整委員

- ”

会

- ”

”

### 【岡山市町村職員共済組合】

- 令和元年度決算の要旨

岡山市町村職員  
共済組合

### 【正誤】

- 岡山県事務処理規則の一部を改正する規  
則の正誤

（県例規集登載）

総務学事課

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

◎岡山県告示第三百八十五号

令和二年岡山県告示第三十四号（情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表十三の項中

第三條第 一項	浄化槽工事の中止の届出
第八條第 一項	浄化槽の使用の休止の届出
第八條第 二項	浄化槽の使用の再開の届出

を

第三條第 一項	浄化槽工事の中止の届出
------------	-------------

に改め、同表中二十一の項を削り、

二十二の項を二十一の項とし、二十三の項から四十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## ◎岡山県告示第三百八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 形質変更時要届出区域として指定する区域

備前市伊里中字御田五八五番八の一部、同字頭免六〇二番一の一部、六〇三番一の一部、六〇四番一の一部、六〇五番一の一部、六〇五番二の一部、六〇五番三の一部、六〇六番一の一部、六一一番四の一部、六三一番六の一部、六三二番二の一部、六三二番四の一部、六三三番四の一部、六三四番五の一部、六三五番の一部、六三六番の一部、六三七番の一部、六三八番の一部、六三八番二の一部、六三九番の一部、六四〇番の一部、六四一番の一部、六四一番二の一部、六四二番一の一部、六四三番六の一部、六四四番一〇の一部

### 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

### 三 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無

規則第五十八条第五項第十号に該当

### 四 備考

- 1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一に掲げる区域は、令和二年一月十日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

◎岡山県告示第三百八十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定により、法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域及び区分を次のように定める。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区 の名称	加入区	漁業の区分
日生町 加入区	日生町漁業 協同組合の 地区	一 小型機船底びき網漁業を営む漁業 二 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業 三 機船船びき網漁業を営む漁業 四 主としてさし網漁業を営む漁業 五 さし網漁業を営む漁業 六 小型定置網漁業を営む漁業 七 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げる漁業以外の漁業

◎岡山県告示第三百八十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第二百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域を次のように定める。なお、平成元年岡山県告示第四百六十五号で告示した九幡のり特定加入区及び鉾立のり特定加入区は、廃止する。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

（加入区の名称）

（区 域）

九幡・たまののり特定加入区

九幡漁業協同組合の地区及びたまの漁業協同組

合の地区

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

◎岡山県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 津山柵原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三二一 番一地先から	久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三二一 番一地先から	新	三三・〇 五八・〇	四二・〇
久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三二一 番一地先から	久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三二一 番一地先から	旧	三三・〇 三七・〇	四二・〇
久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三二一 番三五地先まで	久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三二一 番三五地先まで			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坪井下柵原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

	<p>津山市坪井下字ノヲテ九七九番五地先か ら 久米郡美咲町北字上ミニ一四五番二地先 まで</p>	<p>津山市坪井下字ナラ田一三五五番三地先 から 久米郡美咲町北字上ミニ一四五番二地先 まで</p>	<p>津山市坪井下字ノヲテ九七九番五地先か ら 久米郡美咲町北字上ミニ一四五番二地先 まで</p>	<p>津山市坪井下字堂の前三九七番一地先か ら 久米郡美咲町北字上ミニ一四五番二地先 まで</p>
別	新		旧	
(メートル)	<p>一・〇 〇・〇 〇</p>	<p>四・五 〇・〇 〇</p>	<p>一・〇 〇・〇 〇</p>	<p>四・五 〇・〇 〇</p>
(メートル)	<p>五〇〇三・〇</p>	<p>五〇四五・五</p>	<p>五〇〇三・〇</p>	<p>三七七六・〇</p>

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## ◎岡山県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	津山柵原線	久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三一一番一 地先から 久米郡美咲町藤原字得善ノ上へ一三一一番三 五地先まで	令和二年六月二十三日

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

〔二七六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年六月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人UMECドリーム

三 代表者の氏名

三村 勇人

四 主たる事務所の所在地

総社市中央六丁目三番地一〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、障害者及び高齢者に対して、就労及び社会参加の機会の確保に関する事業を行うことで、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類、社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項及び会議に関する事項

令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

〔二七七〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により次のとおり生産事業者の登録の変更の届出があった。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

二美作一十	登 録 番 号	
株式会社	氏名又は 名称は	生 産 事 業 者
津山市加茂町 原口一〇二五	住 所	
生産事業の 内容	変更に係る 事項	
幼苗の育成	変 更 前	
幼苗の育成 幼苗以外の苗 木育成	変 更 後	

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

〔二七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市沼田字上打越一〇一―一、一〇一―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

備前市伊部六一四―一バウムヴィラージュニ〇三号室

大谷 侑矢

大谷 梨奈

三 許可番号

岡山県指令建指第三四二号

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

〔二七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三四九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上林二五〇―一

有馬 裕澄

三 許可番号

岡山県指令建指第三二号

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## ◎岡山県公安委員会告示第九十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年六月二十三日

岡山県公安委員会

### 一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
施設警備業務（二級）	学科試験	令和二年十月二日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部
	実技試験	令和二年十月二十四日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

### 二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

### 三 検定申請手続

#### 1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年八月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## ◎岡山県公安委員会告示第九十一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年六月二十三日

岡山県公安委員会

### 一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
施設警備業務（二級）	学科試験	令和二年十月二日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部
	実技試験	令和二年十月三十一日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

### 二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

### 三 検定申請手続

#### 1 提出書類

- 所定の様式による検定申請書 一通
- 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- その他
  - 県内に住所を有する者  
住所地在県内であることを疎明する書類 一通
  - 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの  
従事する警備業者の営業所が県内であることを疎明する書類 一通

#### 2 提出先

- 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年八月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## ◎岡山海区漁業調整委員会指示令和二年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和二年六月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する漁業の種類

かにすくい網漁業

二 禁止区域

瀬戸内市牛窓町から玉野市出崎までの岡山県海面

三 禁止期間

七月一日から九月三十日まで

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日まで

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## ◎岡山海区漁業調整委員会指示令和二年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和二年六月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動物の種類

がざみ（わたりがに）。ただし、全甲幅十三センチメートル以下のものに限る。

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山県海面

四 禁止期間

八月一日から九月三十日まで

五 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

六 指示の有効期間

令和二年八月一日から令和四年十二月三十一日まで

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## ◎岡山海区漁業調整委員会指示令和二年度第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和二年六月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動物の種類

まだこ

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市と玉野市の境界（松ヶ鼻突端大石）から玉野市大槌島の高見通し線以西であつて、かつ、丸亀市手島高ノ越北西端から倉敷市下水島南西端見通し延長線以東である岡山県海面

四 禁止期間

九月一日から同月三十日まで

五 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

六 指示の有効期間

令和二年九月一日から令和四年十二月三十一日まで

令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

◎岡山県市町村職員共済組合公告第七百三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和二年六月二十三日

岡山県市町村職員共済組合理事長 山野通彦

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## 1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務 組合等	計
15	10	2	39	66

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

## 2 組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組合員種別	一般組合員		市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	市町村長 長期組合員	継続長期 組合員	任意継続 組合員	計	第三号 厚生年金 被保険者
	一般職	特別職								
組合員数 (人)	16,349	73	24	2,297	1	3	1	153	18,828	18,662
長期標準報酬の月額 (千円)	6,388,472	43,162	14,880	892,790	620	1,860	470	-	7,299,092	7,291,522
長期平均標準報酬の月額 (円)	390,756	591,260	620,000	388,676	620,000	620,000	470,000	-	390,848	390,714
長期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	25,125,786	200,286	75,547	3,227,810	0	4,500	1,853	-	28,435,496	28,405,020
短期標準報酬の月額 (千円)	6,502,312	52,092	19,550	892,820	680	2,350	-	54,482	7,472,194	-
短期平均標準報酬の月額 (円)	397,719	713,589	814,583	388,689	680,000	783,333	-	356,091	396,866	-
短期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	25,200,418	228,540	96,031	3,227,810	0	6,279	-	-	28,530,538	-

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

## 3 組合の職員数

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	21人	2人	0人	2人	1人	26人

## 4 各経理単位別収支状況

短期経理	
(収入)	千円
短期負担金	5,373,740
介護負担金	603,916
短期掛金(任継掛金を含む。)	5,413,882
介護掛金(任継掛金を含む。)	613,930
連合会交付金	558,206
雑収入	12,753
補助金	12,118
利息及び配当金	358
賠償金	1,371
前年度繰越支払準備金	835,059
前期損益修正益	1,842
計	13,427,175
(支出)	千円
保健給付	4,824,235
休業給付	534,660
災害給付	12,120
附加給付	30,612
前期高齢者納付金	1,743,108
後期高齢者支援金	2,500,444
病床転換支援金	13
老人保健拠出金	0

厚生年金保険経理	
(収入)	千円
負担金	16,392,050
[標準報酬の月額分]	(7,783,985)
[標準期末手当等分]	(2,582,208)
[公的負担金]	(4,570,224)
[追加費用]	(1,455,633)
組合員保険料	10,366,127
[標準報酬の月額分]	(7,784,995)
[標準期末手当等分]	(2,581,132)
計	26,758,177
(支出)	千円
負担金払込金	16,392,050
組合員保険料払込金	10,366,127
計	26,758,177

退職等年金経理	
(収入)	千円
負担金	850,529
[標準報酬の月額分]	(638,634)
[標準期末手当等分]	(211,895)
掛金	850,521
[標準報酬の月額分]	(638,723)
[標準期末手当等分]	(211,798)
計	170,1050
(支出)	千円
負担金払込金	850,529
掛金払込金	850,521
計	1,701,050

令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

退職者給付拠出金	235
介護納付金	1,263,726
一部負担金払戻金	61,067
連合会払込金	150,314
連合会拠出金	763,173
業務経理へ繰入	26,243
任継掛金還付金	9,230
次年度繰越支払準備金	832,374
前期損益修正損	46
計	12,751,600
差引当期利益金	686,575
前年度末利益剰余金	2,832,480
次年度繰越利益剰余金	3,519,055

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

経過の長期経理	
(収入)	千円
負担金	133,712
[標準報酬の月額分]	(9,538)
[標準期末手当等分]	(3,119)
[追加費用]	(118,635)
[旧恩給組合条例給付に係る払込金]	(2,420)
計	133,712
(支出)	千円
負担金払込金	133,712
計	133,712

退職等年金預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	13,322
計	13,322
(支出)	千円
支払利息	13,322
計	13,322

経過の預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	2,245
計	2,245
(支出)	千円
支払利息	2,245
計	2,245

業務経理	
(収入)	千円
負担金	221,877
連合会交付金	94,410
利息及び配当金	79
短期経理より繰入	26,243
雑収入	24
計	342,633
(支出)	千円
役員給与	115,465
旅費・事務費	19,991
委託費	13,997
賃借料	25,499
普及費	9,581
負担金	20,778
消費税	4,293
連合会分担金	18,427
事務費負担金払込金	99,298
減価償却費	667
その他の支出	952
計	328,948
差引当期利益金	13,686
前年度末利益剰余金	454,422
次年度繰越利益剰余金	468,108

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

保 健 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	234,416
[標準報酬の月額分]	(173,120)
[標準期末手当等分]	(56,672)
[特定健診等負担金]	(4,624)
掛 金	232,560
[標準報酬の月額分]	(173,120)
[標準期末手当等分]	(56,672)
[任意継続組合員分]	(2,768)
保 険 手 数 料	16,673
連 合 会 交 付 金	0
利 息 及 び 配 当 金	104
雑 益	6,485
貸付経理より相互繰入	0
計	490,238
(支 出)	千円
職 員 給 与	12,425
厚 生 費	376,709
特 定 健 康 診 査 等 費	30,905
[特定健康診査費]	(7,354)
[特定保健指導費]	(23,551)
旅 費 ・ 事 務 費	3,958
委 託 費	5,517
賃 借 料	2,813
普 及 費 ・ 調 査 研 究 費	2,170
負 担 金	2,248
消 費 税	3,739
連 合 会 分 担 金	4,714
宿 泊 経 理 へ 繰 入	0
減価償却その他の支出	151
計	445,349

宿 泊 経 理	
(収 入)	千円
施 設 収 入	262,184
商 品 売 上	7,829
賃 貸 料	24,756
利 息 及 び 配 当 金	584
貸倒引当金戻入	241
保健経理より繰入	0
そ の 他 の 収 入	82
計	295,676
(支 出)	千円
旅 費 ・ 事 務 費	2,512
商 品 仕 入	6,390
事 業 用 消 耗 品 費	8,336
飲 食 材 料 費	44,948
委 託 費	120,674
委 託 管 理 費	41,158
光 熱 水 料	24,981
修 繕 費	3,185
洗 濯 費	7,343
賃 借 料	4,819
普 及 費	6,853
負 担 金	13,077
消 費 税	1,254
保 険 料	720
被 服 費	149
減価償却費・固定資産除却損	47,249
貸倒引当金繰入	101
そ の 他 の 支 出	103
計	333,852
差引当期損失金	38,176
前年度末利益剰余金	232,007

貯 金 経 理	
(収 入)	千円
利 息 及 び 配 当 金	648,642
有 価 証 券 売 却 益	597
償 還 差 益	1,808
計	651,047
(支 出)	千円
職 員 給 与	11,832
旅 費 ・ 事 務 費	3,585
賃 借 料	1,763
普 及 費	1,362
負 担 金	2,052
消 費 税	557
支 払 利 息	477,749
そ の 他 の 支 出	579
計	499,479
差引当期利益金	151,568
前年度末利益剰余金	3,611,711
次年度繰越利益剰余金	3,763,279

貸 付 経 理	
(収 入)	千円
組 合 員 貸 付 金 利 息	22,826
連 合 会 交 付 金	165
利 息 及 び 配 当 金	1
計	22,992
(支 出)	千円
職 員 給 与	3,583
旅 費 ・ 事 務 費	1,424
委 託 費	207
賃 借 料	837
負 担 金	617
普 及 費	1,396
消 費 税	285
支 払 利 息	15,564
連 合 会 払 込 金	1,475
保健経理へ相互繰入	0
そ の 他 の 支 出	47
計	25,435
差引当期損失金	2,442
前年度末利益剰余金	367,255
次年度繰越利益剰余金	364,813

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

差引当期利益金	44,889
前年度末利益剰余金	812,663
次年度繰越利益剰余金	857,552

次年度繰越利益剰余金	193,831
------------	---------

# 令和2年6月23日 岡山県公報 第12204号

一八・終わり から七	一八・終わり から七	一三・七 項	八・六 に係る」	八・六 同項 (32)	八・五 「副任	八・五 別表第三循環型社会推進課の部 1の項 (11)	五・終わりか ら六 3を2とし	頁・行 誤
同項	(10) 別表第三道路整備課の部1の項	別表第三子ども家庭課の部1の項	に該当するに至った」	同 1 (32)	「の副任	別表第三循環型社会推進課の部 1の項 1 (11)	2を3とし	正
同 2	2 (10) 別表第三道路整備課の部1の項	項 1 別表第三子ども家庭課の部1の項						

〔二八〕令和二年三月三十一日付け公布岡山県事務処理規則の一部を改正する規則（岡山県規則第三十八号）に誤りがあった。